

検討対象物質の概要

＜測定方法の見直し関係＞

物質名	規制対象	主な用途	生産・輸入量	管理濃度	日本産衛学会、ACGIH	その他
弗化水素	特化物	フロンガス（冷媒、噴射剤、溶剤、フッ素樹脂、消火剤）の原料、アルキルベンゼンの触媒、ガソリンのアルキル化剤、ガラス（電球、ブラウン管など）のつや消し・蝕刻用、ステンレス・その他の金属の酸洗剤、鉱石類の分析用、半導体物質（ゲルマニウム、シリコン）のエッチング剤、その他フッ素化合物の製造原料 （2014年版経済産業省生産動態統計年報化学工業統計編：フッ化水素酸（50%換算値））	生産量：70,130トン （2014年）	0.5ppm	○日本産業衛生学会： 最大許容濃度 3ppm （2000年） ○ACGIH： TWA 0.5ppm Ceiling 2ppm （2004年）	
ホルムアルデヒド	特化物	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポリアセタール樹脂原料、界面活性剤、ヘキサメチレンテトラミン・ペンタエリスリトール原料、農薬、消毒剤、その他一般防腐剤、有機合成原料、ビニロン、パラホルムアルデヒド （2014年版経済産業省生産動態統計年報化学工業統計編：ホルマリン）	生産量：1,023,748トン （2014年）	0.1ppm	○日本産業衛生学会： 許容濃度 0.1ppm 最大許容濃度 0.2ppm （2007年） ○ACGIH： Ceiling 0.3ppm （1987年）	IARC:1(ヒトに対する発癌性が認められる、2012年)
リフラクトリーセラミックファイバー	特化物	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび、割れ目のつぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン （「セラミックファイバー製品の取扱い」（平成26年1月改訂 セラミックファイバー工業会）	生産量：約14,000トン （平成24年度、輸入量を含む）	0.3本/cm ³	○日本産業衛生学会： 未設定 ○ACGIH： TWA 吸入性繊維として 0.2f/cc(2001年) ○EC： OEL 0.3f/cc(2011年)	IARC:2B(ヒトに対して発がんの可能性はある)

※吸入性繊維(WHOファイバーの定義)

長さ5 μ m以上、直径3 μ m未満、アスペクト比(長さとの直径の比)3:1以上の繊維